

俵津保育所 重要事項説明書

(令和7年度版)

本重要事項説明書は、保育の提供の開始にあたり、俵津保育所（以下「当所」という。）の保育の内容に関する事項等について説明するものです。以下の記載内容をご確認いただき、ご同意いただけましたら同意書に必要事項を記入のうえ、当所へご提出いただきますようお願いいたします。

1 施設運営主体

名 称	西予市
所 在 地	西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
電 話 番 号	0 8 9 4 - 6 2 - 1 1 1 1
代表者氏名	市長 管家 一夫

2 利用施設

施 設 の 名 称	俵津保育所	
施 設 の 所 在 地	西予市明浜町俵津 3 番耕地 274 番地	
連 絡 先	電 話	0 8 9 4 - 6 5 - 0 0 4 2
	FAX	0 8 9 4 - 6 5 - 0 0 4 2
管 理 者	所長 岡本 八重	
認 可 定 員	6 0 人	
利 用 定 員	3 歳以上児	2 9 人
	3 歳未満児	2 1 人
	合 計	5 0 人
開 設 年 月 日	昭和 34 年 4 月 1 日	

※管理者は、人事異動により変更となる場合があります。

3 当所における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	2, 0 0 0 m ²
	園 庭	1, 0 0 0 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建
	延べ面積	9 6 5. 3 9 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	もも、ひよこ組（満 0 ・ 1 歳児クラス）
ほふく室		

保育室	4 室	りす組（満 1・2 歳児クラス） うさぎ組（満 3 歳児クラス） ぱんだ組（満 4 歳児クラス） きりん組（満 5 歳児クラス）
遊戯室（ホール）	1 室	
調理室	1 室	
事務室	1 室	
休憩室	1 室	

4 施設の目的及び運営方針

当所は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする園児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当所は、保育の提供に当たっては、園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当所は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当所は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年西予市条例第 42 号）その他関係法令を遵守し、運営を行います。

5 職員の職種、勤務体制（令和 7 年 4 月 1 日の状況）

職 種	常 勤	非 常 勤	職務の内容
所 長	1 名	—	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児全体的に把握し、園務をつかさどる。
主 任 保 育 士	1 名	—	地域の保護者に対する子育て支援を行うとともに、所長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。
保 育 士	6 名	6 名	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭の連絡等の業務を行う。
調 理 員	1 名	2 名	給食業務に従事する。
嘱 託 医	—	1 名	園児の健康管理業務を行うとともに、定期健康診断並びに職員及び保護者への

			相談・指導を行う。
嘱託歯科医	—	1名	園児の健康管理業務を行うとともに、定期健康歯科検診並びに職員及び保護者への相談・指導を行う。

なお、入所児童数などによっては、上記の員数と異なることがあります。

<各職種の勤務体制>

職 種	勤務体系
所 長	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５）
主任保育士	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５）
保 育 士	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５）
調 理 員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５）

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となる場合があります。

6 保育料その他の費用と支払方法等

①利用者負担（月額保育料）	保護者が居住する市町村が定める額		
②保育短時間認定児童の延長保育料	30分 100円		
③給食にかかる費用 ※2号認定のみ、3号認定は保育料に含まれています。	主食費	（ひと月当たり）	500円
給食を通じて必要な栄養を摂取し食事マナーを身に付け、園児の健やかな発育・発達を促すための経費	副食費	（ひと月当たり）	4,500円
④生活・行事に係る写真代等 年長児のみ徴収分：卒園写真 750円 定期的にクラスごとで園児の写真を配信しコドモンアプリから個人購入する経費		（1枚あたり）	50円
⑤日本スポーツ振興センター共済掛金費 保育所の管理下において児童が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者に対して行う制度に加入するための経費		（1年あたり）	240円
⑥保護者会費 保育所施設の充実並びに保護者会に関する事業を行うための経費		（ひと月当たり）	400円
<支払方法・時期>			
①～③：口座振替（毎月25日（土・日祝日の場合は、次の営業日）に、指定口座から引き落とし）もしくは納付書			
④～⑤：集金袋で徴収 ⑥：年度当初、保護者会役員が直接徴収			

7 開所日、保育時間及び休所日

開 所 日	月曜日から土曜日	
保 育 時 間	標準時間認定	午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分まで
	短時間認定	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
休 所 日	○日曜日 ○国民の祝日に関する法律に規定する休日 ○年末年始（12月29日～1月3日） ○上記のほか、市長が必要と認めるとき ○台風、地震等の災害時においては、西予市内保育所等の災害時における臨時休園等のガイドラインに基づき休所します。	

8 提供する保育の内容

当所は、保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）及び保育所が定める保育課程に基づき、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行います。

（1）子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に定める特定教育・保育に係る園児に対し、同法第 20 条第 3 項に定める保育必要量の範囲内で提供する保育を行います。

（2）給食 園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢区分	午前間食	昼食	午後間食
0 歳児	個々の月齢によって対応します。		
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時 30 頃	15 時頃
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時 30 頃	15 時頃
3 歳児	—	12 時 00 分頃	15 時頃
4 歳児	—	12 時 00 分頃	15 時頃
5 歳児	—	12 時 00 分頃	15 時頃

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

アレルギーの種類や状況によって除去が必要な場合は、医師の診断書を提出してください。

※遠足等、弁当日は、全園児持参とします。

※給食対応ができない場合、家庭からの弁当をお願いすることもあります。

9 利用の開始に関する事項

西予市子育て支援課の利用調整に基づき、当所を利用することになった児童の保護者が本重要事項説明書に同意した後に保育の提供を開始します。

10 利用の終了に関する事項

当所は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校就学始期に達したとき。
- (2) 園児が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 保護者から退所届の提出があったとき。
- (4) その他利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

11 緊急時における対応方法

- (1) 当所の職員は、教育・保育の提供時に園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該園児の保護者に連絡するとともに、嘱託医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を行います。
- (2) 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、西予市及び当該園児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を行います。

西予警察署俵津駐在所	電話 0894-65-0200
明浜救急出張所	電話 0894-89-4119

- (3) 当所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を行います。
- (4) 当所は、園児に対して、教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付
保険の金額	240円

12 非常災害対策

- (1) 当所は、非常災害への対応に関する具体的な計画を策定し、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- (2) 当所は、毎月1回以上、避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行います。
- (3) 災害時の広域避難場所、一時避難場所、避難所は以下のとおりです。

①火災、②地震災害

広域避難場所	俵津地域づくり活動センター駐車場 または、たんぼぼ診療所駐車場
一時避難場所	保育所園庭
避難所	俵津地域づくり活動センター、明浜小・中学校

③津波災害

広域避難場所	大山農道
一時避難場所	大山農道

避難所	宇和町
-----	-----

④風水害・土砂災害

広域避難場所	俵津地域づくり活動センター
一時避難場所	保育所内保育室
避難所	俵津地域づくり活動センター、明浜小・中学校

⑤原子力災害

広域避難場所	東温市総合公園
一時避難場所	明浜中学校
避難所	(指示された避難所へ移動)

※広域避難場所：地震などで火災が拡大し、地域全体が危険になったときに避難する場所です。

※一時避難場所：災害時の危険を回避するために、一時的に避難する場所です。

13 虐待の防止のための措置

当所は、園児の人権の擁護及び虐待防止のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を行います。

14 苦情等に関する相談窓口

当所では、苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 苦情申し出窓口	・苦情解決責任者 所 長 岡本 八重 ・苦情受付担当者 主任保育士 氏本 恵 ・電話 0894-65-0042 ・西予市ホームページ 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	中山 昭子	電話 0894-65-0827
	木下 初子	電話 090-4780-3352

なお、第三者委員は年度によって上記と異なることがあります。

15 嘱託医

当所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	あじき医院
医 院 長 名	安食 研治
所 在 地	西予市明浜町高山甲 3630 番地
電 話 番 号	0894-64-0331

(2) 歯科

医療機関の名称	米田歯科俵津診療所
医 院 長 名	米田 壮伍
所 在 地	西予市明浜町俵津3番耕地 228 番地
電 話 番 号	090-2144-6307

